

津山圏域資源循環施設組合公告第 3号
平成24年7月30日

津山圏域クリーンセンター施設建設運営事業監理・事後評価等業務（以下「本業務」という。）の受託業者の募集について、次のとおり公告する。

津山圏域資源循環施設組合管理者 宮地昭範

1 業務の概要

津山圏域資源循環施設組合（以下「施設組合」という。）は、ごみの減量化・資源化と循環型社会の構築を目指し、一般廃棄物処理を効率的に行うため、「緑に囲まれた、憩いと潤いの感じられる、県北の地球環境保全の総合センター」という基本理念のもと、熱回収施設、リサイクル施設、最終処分場を1か所に集約した総合ごみ処理センターを整備する。

施設組合が実施する「津山圏域クリーンセンター施設建設・運営事業」（以下「本事業」という。）、関連業務と併せて円滑な事業推進を図るため本業務委託を実施する。

- (1) 委託業務名 津山圏域クリーンセンター施設建設運営事業監理・事後評価等業務委託
- (2) 業務の内容 別紙、「津山圏域クリーンセンター施設建設運営事業監理・事後評価等業務委託仕様書」による。
- (3) 業務期間 契約締結日から平成31年3月25日(月)まで
- (4) 委託金額 受託者に対する業務委託料は、限度額180,000千円（消費税抜）とする。

2 応募形態

応募の申し込みをする者（以下「応募者」という。）は単独であること。
なお、応募者の責任において、外部に協力会社等（再委託又は技術協力）

を置くことができるものとする。

また、外部協力を依頼する場合は、外部協力を証明する書面を提出すること。

3 応募資格

応募の申し込みをする場合は、以下の要件を満たすこと。

- (1) 応募者は、廃棄物部門の建設コンサルタント登録があるか、又は同等と認められる機関
- (2) 応募者は、P F I 事業（一般廃棄物処理施設）又はD B O 事業（一般廃棄物処理施設）の施工監理の元請として受託した国内実績（業務完了した実績）を有すること。
- (3) 津山市、苫田郡鏡野町、勝田郡勝央町、勝田郡奈義町、久米郡美咲町のいずれかの有資格者名簿登載者であるか、応募申込までに指名願いに準ずる書類（指名申請書もしくは同等のもの）を事務局へ提出することのできる者

なお、本事業の入札参加者並びにその協力会社は応募の申し込みができないものとする。

4 審査方法

- (1) 「総合評価落札方式（簡易型）」を採用する。提案の内容と見積金額について本業務の別紙「審査基準」に従い、各項目の評価を行い、最も総得点数が高かった者を最優秀者とする。第2位の者を次点者とする。
- (2) 点数は、別紙「審査基準」による。
- (3) 審査は、津山圏域資源循環施設組合プロポーザル審査委員会において、公正且つ公平な審査を適切に行う。
- (4) 審査結果等についての不服及び異議申立は認めない。
- (5) プロポーザルに参加した全ての企業に対し、採否の旨を書面により通知する。

5 応募受付

- (1) 受付期限 応募申込書、提案書は平成24年9月4日（火）17時必着（いかなる理由においても受付期限後の到着は受け付けない。）
- (2) 提出方法 事務局まで郵送（郵便書留に限る。）、もしくは持参にて提出すること。
- (3) 申込辞退 応募申込書の提出後に応募を辞退する場合は、速やかにヒアリング実施日5日前までに文書（任意様式）にて通知すること。辞退した場合でも、辞退者が不利益な取り扱いを受けることはない。
- (4) 資格審査 応募受付後、応募資格の審査を行い、審査結果はヒアリングの通知と合わせて通知する。

6 質疑回答

本公告の内容に不明な点がある場合は、質問書[様式7]を提出すること。

- (1) 提出期限 平成24年8月10日（金）までの毎日。（ただし、最終日は17時必着とする。）
- (2) 提出方法 事務局まで電子メール（下記アドレス）にて提出すること。
E-mail sisetu-ka02@shigen-tsuyama.jp
- (3) 質問内容 提案書の作成又は提出ルールに関するものに限定することとし、質問等の中で選定審査の誘導、又は他者への中傷、プライバシー問題等に関わる内容と判断した場合は、回答出来ない。
なお、提出期限経過後の質問書の提出は受け付けない。
- (4) 回答方法 提出された質問に対する回答は、平成24年8月17日（金）に施設組合ホームページにより公表する。なお、電話等による問い合わせには応じられない。

7 提案書に対するヒアリングの開催

- (1) 日 時 平成24年10月1日（月）（予定）

- (2) 開催場所 別途通知する。
- (3) 順 番 ヒアリング順番および時間は別途通知する。
- (4) 持ち時間 各社原則30分程度
(提案書説明15分、質疑応答15分) 質疑なしの場合もある。
(準備・撤収は、審査前後の休憩時間に行うこと。)
- (5) 出席者 総括責任者・技術担当者を含む4名以内とする。
- (6) 留意事項 ヒアリングの留意事項については別途通知する。

8 提案書の作成及び記載上の留意事項

- (1) 施設組合ホームページの応募資料の[様式1]～[様式6]を利用して作成すること。
 - ① 様式に従った記載がされていれば可であり、必ずしも、ダウンロードした様式をそのまま使う必要はない。
 - ② 提案書サイズは、原則A4版縦使い横書きとし、一連の頁番号を付して編集する。
 - ③ 記載事項が様式内に収まらず複数枚にわたる場合は、必要最小限の継紙により作成する。
 - ④ 文章を補完するための写真、イラスト等の使用及びカラーによる印刷は任意とする。
 - ⑤ [様式1]を除く各様式の末尾には会社名を付すこと。
 - ⑥ [様式2]～[様式6]は、ステープラーで2ヶ所止めにして提出する。
 - ⑦ 提出部数は25部(正本:1部、副本:24部)とする。
- (2) 提案を求める事項の各様式について
 - ① 簡潔明瞭に作成すること。また、記載欄が不足する場合は、必要に応じて、複写等により記載様式を追加するなどして対処する。(共通)ただし、提出が求められていない資料を添付するなど過大なものとならないこと。
 - ② 申込会社、協力会社について記入する。[様式1]
 - ③ 業務遂行の遂行組織について記入する。[様式2]

・予定の担当者について、経歴等を記載する。

- ④ 受注実績について記入する。また、契約書又はテクリス登録内容確認書の写しを添付する。[様式3]
- ⑤ 業務実施体制について記入する。また、スタッフの資格、業務の実績を併せて記入し、資格証の写しを添付する。[様式4] (A4最大2枚まで)
 - ・平成14年4月1日以降に契約したもの、現在作業中のものについては完了した業務までの内容を記載する。
- ⑥ 参考見積内訳書を記入する。[様式5]
- ⑦ 業務の実施方針について記入する。[様式6-1, 2, 3, 4] (各A4最大3枚まで)
 - ・本公告に示した目的を速やかに遂行するための具体的な実施方針を記載する。

9 無効となる提案

次のいずれかに該当する場合は無効となる。

- (1) 受付期限を過ぎて提出書類を提出した場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載がある場合
- (3) 審査員と不正な接触をした場合
- (4) 著しく信義に反する行為を起こした場合
- (5) 会社更生法の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合
- (6) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (7) 1つの協力業者が複数の参加者に協力した場合
- (8) その他、この公告に違反した場合

10 委託業者の決定

- (1) 最優秀者と契約交渉を行う。

(2) 最優秀者が辞退その他の理由で契約ができない場合は、次点者と契約交渉を行う。

(3) 本業務の応募者が1社である場合の措置

本業務の応募者が1社であっても、プロポーザルの審査を行い最優秀者を決定する。

1.1 その他

(1) 本プロポーザルのヒアリング、結果は、ホームページ等によって公表される場合がある。

(2) 本プロポーザルに関する一連の資料は、施設組合情報公開条例等の法令に基づき、公開される場合がある。

(3) 提案書の作成および提出に要する費用は、それぞれの提案者の負担となる。

(4) 提案書類の著作権は、それぞれの制作者に帰属するが、審査を行う作業に必要な範囲においては、無断・無償で複製を作成することがある。

(5) 提案書は返却しない。

(6) 今後想定される一連の委託業務に際しては、提案書に記載された総括責任者、副総括責任者および各担当責任者については変更を認めない。ただし、変更の理由および変更予定者について、施設組合がやむを得ないと認めた場合はこの限りではない。

1.2 事務局（応募申込書等の提出先）

〒709-4603 岡山県津山市中北下 1300

津山市久米支所 3階

津山圏域資源循環施設組合 施設課

担当 内田・松本・松岡

TEL : (0868) 32-2059 FAX : (0868) 32-7019

E-mail : sisetu-ka02@shigen-tsuyama.jp

【添付様式】

- 様式1 応募申込書
- 様式2 業務遂行組織
- 様式3 受注実績
- 様式4 業務実施体制
- 様式5 参考見積内訳書
- 様式6 実施方針
- 様式7 質問書